

患者さんの権利の尊重

豊科病院

患者さんには人間としての尊厳を持って医療を受ける権利があります。その権利を大事に、自分の意志で主体的に医療に関わっていただきたいと私たちは願っています。同時に、お互いの信頼関係に基づいて「患者さん中心の医療」を実践していきたいと思っております。

1. 最善の医療

患者さんには、誰でも、最善の医療を公平に受ける権利があります。

2. 人格の尊重

患者さんには、その人格・価値観が尊重され、一人の人間として医療を受ける権利があります。

3. 納得と合意

患者さんには、病気・検査・治療・見直しなどについて、分かりやすい言葉や方法で納得できるまで、十分な説明を受ける権利があります。

4. 自己決定権

十分な説明を受けた上で、患者さんは治療方法などを自らの意志で選択し、決定する権利があります。(精神科については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に則って行います)

5. カルテの開示

患者さんには、自分のカルテの閲覧や複写、内容の要約や説明を受けるなど、診療記録の開示を求める権利があります。(当院のカルテ開示の基準に沿って努力します)

6. プライバシーの保護

患者さんには、受診に関わる個人情報を守られ、プライバシーを乱されない権利があります。

7. 研究的医療

患者さんには、薬の治験(新薬の臨床試験)や治療法が確立されていない医療について、その目的や危険性など十分な説明を受けた上で、その医療を受けるかどうかを決める権利があります。同時に、どのような不利益をも受けることなく、いつでもその医療を拒否する権利を持っています。

患者さんへお願い

患者さんの権利を尊重し、よりよい医療を行っていくためには、患者さんのご協力が欠かせません。

- ① 良質で最適な医療を受けることができるために、患者さん自身の健康などの身体状況に関する情報をできるだけ正確に提供してください。
- ② 納得できる医療を受けるために、病気に関する説明を受けた際よく分からない点があれば、十分理解できるまで質問してください。
- ③ すべての患者さんが適切な医療を受ける事ができるように、他の患者さんの治療や病院職員の仕事に支障を与えないようご配慮ください。